

令和2年5月26日

第35回村上市農業委員会会議録

第35回村上市農業委員会定例会を令和2年5月26日午後1時30分村上市神林支所3階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	鈴木	いせ子	2番	阿部	正一
4番	加藤	孝平	5番	石山	章
6番	遠山	久夫	7番	池田	千秋
8番	本間	サヨ子	9番	中山	和衛
10番	遠藤	俊樹	12番	佐藤	健吉
13番	齋藤	文夫	14番	板垣	栄一
16番	菅原	隆雄	17番	大野	章
18番	村山	美恵子	19番	船山	寛
20番	本間	裕一			

1. 欠席委員は次のとおりである。

3番	増田	嘉美	11番	齋藤	博
15番	稲葉	浩之			

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	小川	良和
事務局次長	大西	恵子
事務局副参事	小田	雄介
事務局係長	園部	和枝

1. 午後1時28分 事務局長(小川良和君) 皆さん、定刻前ですが、本日出席予定の方皆さんおそろいになりましたので、ただいまから第35回村上市農業委員会定例総会を始めさせていただきますと思います。

それでは、初めに本日の欠席委員のほうを報告いたします。3番、増田委員、11番、齋藤博委員、

15番、稲葉委員のほうから欠席する旨の連絡がございました。よって、出席委員17名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

初めに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（小川良和君） ありがとうございます。

議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） 第35回村上市農業委員会定例総会議事録署名人について、私のほうから指名したいと思います。いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議事録署名人については、議席番号2番、阿部委員、議席番号4番、加藤委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） それでは、日程4の報告。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願についてを報告してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、1ページ、報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について。今回の案件は5件です。

まず初めに、番号1番、申請人、村上市上助淵\_\_番地、\_\_\_\_、申請事由、申請地は平成16年に杉を植林し、現在は山林化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

次に、番号2番、村上市金屋\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、申請地は約40年前から耕作しておらず、竹や灌木類が生い茂り、現在は原野化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

次に、番号3番、村上市中原\_\_番地、\_\_\_\_、申請地は黒田の共同墓地の一角にあり、周囲は墓地が建ち並んでいます。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

次に、番号4番、村上市猿沢\_\_番地、\_\_\_\_、申請地は50年以上前に植林し、現在は山林化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

最後に、番号5番、村上市大須戸\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、申請地は約20年前から耕作しておらず、カヤ、ヨシ、雑木等が生い茂り、現在は山林化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

次に、4ページ、場所の説明をいたします。番号1番については、地図中央より下方向、桃川集落があり、その右手、四角で囲んだ場所が今回の申請場所になります。

次に、番号2番、地図の作成上、左側が北方向になっております。三面川を挟んで荃太、千縄集落があり、地図左上方向、山あいにある小さく囲んだ場所が今回の申請場所です。

次に、番号3番、地図左上方向に黒田集落があり、ちょうど中央付近、小さく囲んだ場所が今回

の申請場所になります。

次に、番号4番について、地図右手側に国道7号が走っており、その左手、猿沢集落があり、その山あいのほう細く囲みました2筆が今回の申請場所になります。

最後に、番号5番について、地図中央南北に国道7号が走っており、その右方向、右手側、太く囲んだ場所が今回の申請場所になります。

場所の説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、ご質問等ありましたらお願いいたします。

（なしの声あり）

○議長（石山 章君） 特にないようでありますので、報告については以上といたします。

日程5の議題。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、9ページを御覧ください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

番号1番、譲渡人、飯野\_\_\_\_\_番号、\_\_\_\_\_、譲受人、古渡路\_\_番地、\_\_\_\_\_、土地の表示、大場沢毘沙門平\_\_番ほか3筆でございます。現況地目、畑、地積99平米、4筆合計が1,409平米でございます。契約の種別、所有権の移転（売買）、対価\_\_\_\_\_円、10アール当たり\_\_\_\_\_円でございます。

位置図ですが、10ページと11ページを御覧ください。該当の4筆ですが、10ページ、太く囲ったところが大場沢の箇所となります。

右側、11ページにつきまして、太く囲まさせていただいたところが該当の2筆となります。

以上で場所の説明を終わります。

説明した1件について、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） ただいま説明を頂いた件につきまして質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第1号を許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、12ページ、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について。今回は、3件の案件になっております。

まず初めに、番号1番、譲渡人、村上市松原町\_\_\_\_\_番号、\_\_\_\_、譲受人、村上市塩町\_\_\_\_番号、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、間島字一貫地\_\_\_\_番、地目、台帳、田、現況、雑種地、地積103平米、転用の目的、露天駐車場敷、契約方法は売買による所有権の移転、農地区分は第2種農地、対価は\_\_\_\_\_円で、10アールあたりに換算いたしますと\_\_\_\_\_円になります。

次に、番号2番、貸人、村上北黒川\_\_\_\_番地\_\_\_\_、\_\_\_\_、借人、村上市仲間町字一枚下り\_\_\_\_番地\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、勝木字旧道\_\_\_\_番、地目、台帳、田、現況、雑種地、地積1,045平米ほか1筆、合計2筆、合計面積1,517平米、転用の目的、現場事務所及び資材置場、契約方法は賃借権の設定、農地区分は第2種農地。

最後に、13ページ、番号3番、貸人、村上市下鍛冶屋\_\_\_\_番地\_\_\_\_、\_\_\_\_、借人、新潟市中央区神道寺南\_\_\_\_番号、\_\_\_\_、土地の表示、坂町字大道端\_\_\_\_番1、地目、台帳、現況とも畑、地積429平米、転用目的、資材置場、契約方法は賃借権の設定、農地区分は第2種農地です。

次に、場所の説明をいたします。14ページ、番号1番について、地図中央付近、南北にJR羽越本線が走っており、そのちょうど左脇に小さく囲んだ場所が今回の申請場所になります。

次に、番号2番について、地図の中央、南北に国道7号が走っており、その右手に太く囲みました2筆が今回の申請場所になります。

最後に、番号3番について、地図南北に国道7号及び東西に国道113号が走っており、その7号線左下に小さく囲みました場所が今回の申請場所になります。

場所の説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、議案番号1番について報告をお願いいたします。

17番、大野委員。

○17番（大野 章君） 17番、大野です。議案第2号、番号1番について現地調査報告を行います。

5月11日午前9時現地集合により、農業委員2名、適格化推進委員3名、事務局、大西次長とで調査を行いました。現地で大西次長から概要の説明を受けた後、\_\_\_\_\_の\_\_\_\_\_さんの立ち会いにより現地の調査を行いました。建物と宅地を買い求めて、その隣接する申請地に露天駐車場として利用するという事です。簡単な造成工事を行い、砂利を敷いて雨水等はその地下浸透となるそうです。その部分についての車両の乗り入れについては一部借地を利用し、またその借地と申請地の間には市道、赤道と言われるような道路が入っているのですが、そこも車両が通過できるような程度の工事というか、造成を行うということで、それについては市のほうの了解も得ていると

いうことでありました。申請地は、住宅とJR線に囲まれた場所にあり、周りに農地もなく、他に影響を与えるようなこともないと思われることから、出席者一同許可すべきであろうという意見がありました。ご審議をお願いいたします。

○議長（石山 章君） 次に、番号2番について報告をお願いします。

4番、加藤委員。

○4番（加藤孝平君） 4番、加藤です。山北地区では5月14日、農地法第5条の申請について現地確認をいたしましたので、報告いたします。

当日は、午後4時から山北支所会議において農業委員3名、最適化推進委員2名、事務局からは大西次長、山北産業観光室の村山副参事が出席し、初めに事務局から申請内容について説明を受けました。その後、現地に移動し、\_\_\_\_\_さんの立ち会いの下、申請内容について確認を行いました。申請地は、昨年11月に実施した農地パトロールの際皆さんに現地を確認していただいた農地です。このたびの申請は、\_\_\_\_\_さんが一般国道7号線の改良工事の受注を機に、今後一般国道7号線の改良工事をはじめ関連工事等が増える山北地区における拠点となる現地事務所及び資材置場して利用するために転用申請するものです。申請場所については、地目は田であるが、道路の高さまで埋め立てられており、以前も資材置場として使用したこともあり、取水、配水は行わず、雨水、排水は自然流下により対応する予定で、周囲に影響を及ぼす恐れのある農地ではありません。よって、山北地区としては許可すべきものという意見となりました。皆様のご審議、よろしくをお願いいたします。

○議長（石山 章君） 次に、番号3番について報告をお願いいたします。

13番、齋藤委員。

○13番（齋藤文夫君） 13番、齋藤です。議案第2号、番号3の報告をいたします。

4月10日に委員、最適化推進委員で現地確認をしていることから現地確認は省略しましたが、その後の状況把握のために1人でちょっと見てきました。台帳、現況ともに畑となっていますけども、現状は雑種地というところでもあります。\_\_\_\_\_の工事の資材置場として利用する一時転用であり、問題はないと見てきました。委員皆様の審議をお願いしたいと思います。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） 2番、阿部ですけど、番号2の、これは期間のほうはどうなっているのか、教えていただきたいのですが。

○事務局次長（大西恵子君） 一応このたびのこの申請については、永年の転用ということで申請のほう受けました。これから先ほどの現地報告のほうでも述べましたけども、高速道路工事等しばらく進んでいく中での観点から、永年転用ということで長期の契約を結ぶものであるということで申

請のほうとなっております。

○2番（阿部正一君） 工事が続いている期間の契約だけれども、永年転用となるわけですか。昨年秋の農地パトロールで現地を見ていて現状は承知していますが、結局もう農地としては利用は難しいということですか。

○事務局次長（大西恵子君） そうです。こちらのほう、今の現地報告でもあったように、昨年秋の農地パトロールで現況を見ていただいた場所でもありますので、永年ということで今回はこの現地事務所及び資材置場ということで転用させていただくものです。

○事務局長（小川良和君） 地主さんから、先ほど阿部委員からも言われたとおり、あの状態でありますので、今後農地としての利用というのがなかなか難しいといった中で、長期で借りていただきたいというふうなことのお話も正直あったみたいですが。両者の中で合意をした中で、先ほど現地確認の報告でありましたように、まず当面の間、高速道路の工事がある程度終わるまでの間、拠点事務所と、現地事務所というふうな形で利用したいということでありましたので、今後5年から10年の間、あのような形、現場事務所、資材置場というふうな形で利用したいというふうな意向でございました。

○2番（阿部正一君） あれは特にちょっと変なになって、あのままずっとほったらかしにしてきたわけだから、今回こういうふうになったら、できたら期間区切るとか、それとももう永年にこの人に売るといような所有権移転というのは考えなかったのか。あれは、当初あの土地埋め立てしてああいうことにしたというのは、もう前の農地法の許可の際に誤ってやったからか。あれは県のほうで許可したわけですけど、今度村上市になるので、その辺をやっぱり考えて、期間を区切るなりするなりしたほうが私はいいかたな思いましたので、申し上げました。

○事務局長（小川良和君） 今後許可出すに当たりまして、その辺地権者並びに今回借り受けする\_\_\_\_さんのほうにもその旨、賃貸から所有権移転等々の変更なりできるものであれば、そういうふうな形で現況の形のを有効的に使用いただけるような環境でいていただきたいというような指導をさせていただければと思います。

○議長（石山 章君） 阿部委員、よろしいですか。  
ほかにあれでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第2号を許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可することに決定いたしました。

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、17ページを御覧ください。議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定についてご説明いたします。今月は、賃借権の設定が12件、所有権移転の売買が1件、合計13件の案件になります。

それでは、番号1番、貸人、坪根\_\_番地、\_\_\_\_、借人、坪根\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、坪根字上川原\_\_番ほか4筆、現況地目、田、地積、5筆合計で2,484平米、利用権等の種別、賃借権の設定、期間5年間でございます。借賃、10アール当たり\_\_\_\_円、借人は認定農業者でございます。新規の貸し借りでございます。改良区費は借人負担でございます。

それで、以下12番までが賃借権の設定となります。

続きまして、20ページを御覧ください。番号13番、譲渡人、坂町\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、譲受人、坂町\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、坂町字大道端\_\_番、現況地目、畑、地積1,180平米、利用権等の種別、所有権の移転（売買）でございます。譲受人は、認定農業者でございます。対価\_\_\_\_円、10アール当たり換算\_\_\_\_円でございます。

場所の説明いたします。21ページの位置図を御覧ください。こちら番号13番の位置図になりますが、坂町地内、太く囲った位置になります。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） 質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第3号、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定については、承認することに決定いたしました。

議案として、その他について、皆様方から。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 特にないようでありますので、議案のほうは以上といたします。

暫時2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後2時00分～午後2時12分

・協議、連絡事項ほか

時に午後2時22分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和2年5月26日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員